

---

# 第1章

---

## プラン策定について

---

## 1 計画策定の趣旨

佐久市は、平成18年度に策定した「佐久市男女共同参画プラン」から、「ともにひらく21第2次男女共同参画プラン」まで引き続き、男女共同参画社会の実現に向け各種施策を推進してきました。

平成26年4月には、佐久市男女共同参画推進条例を施行し、基本理念と、市・市民・事業者の役割を定め、協働して事業の推進に努めてきました。

そうした中で、男女共同参画の意識は広まりつつありますが、性別による固定的役割分担意識の解消や慣習にとらわれず男女が平等に活躍できる社会の構築に向けた取組が必要とされています。

少子・高齢化の進行とともに、生産年齢人口の減少する中、仕事と生活の調和を図るためには、女性の個性と能力が十分に発揮されることが今後より一層重要となっています。そのためには、男女がともに協力して家庭や地域社会での役割を果たすことが求められています。

また、すべての男女が生涯を通じて健康で安心して暮らせる社会づくりに向けて、さらに取組を行っていく必要があります。

「ともにひらく21第3次男女共同参画プラン（平成29年度～平成33年度）」は、国や県の男女共同参画基本計画を受けて、本市のこれまでの施策の推進状況を踏まえ、引き続き男女共同参画をより効果的に推進するための指針とするものです。

## 2 計画の基本理念

「佐久市男女共同参画推進条例」（平成26年条例第3号）第3条には、男女共同参画社会づくりのために、市・市民・事業者が共有すべき基本的な考え方として次の6項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置付けるものとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (4) 社会における制度または慣行についての配慮
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動向を踏まえた取組

## 3 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ「佐久市男女共同参画推進条例」第11条に基づいて、本市が策定する男女共同参画社会づくり推進に関する基本的な計画です。
- (2) 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づいて、本市が策定する女性の職業生活における活躍の

推進に関する計画です。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関する事項については、該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

- (3) 本計画は、「佐久市男女共同参画推進条例」の趣旨にのっとり、市が直接行う取組はもとより、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に取り組むとともに、家庭・地域・団体・企業等社会全体で取り組んでいくためのものです。
- (4) 本計画は、「第2次佐久市男女共同参画プラン」に引き続く計画であり、新たな視点を加えるなどの見直しを行い、総合的で実効性の高い計画とするものです。
- (5) 本計画は、「第二次佐久市総合計画」に定めた、男女の人権尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現を進めるためのものです。
- (6) 本計画は「第2次佐久市配偶者からの暴力の防止基本計画」です。

---

## 4 計画の期間

---

平成29年度から平成33年度までの5年間を対象とします。

なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合や、推進状況により、必要に応じて計画の見直しを行います。

---

## 5 計画の重点目標

---

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識の啓発
- (2) 仕事と子育て・介護の両立できる環境の整備
- (3) 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

